

## 看護学生修学資金貸与規則

昭和37年12月7日

島根県規則第70号

### (目的)

第1条 この規則は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者に修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、島根県の区域内（以下「県内」という。）等における看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、「看護学生」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した保健師養成所（以下「保健師養成施設」という。）に在学している者
- (2) 法第20条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した助産師養成所（以下「助産師養成施設」という。）に在学している者
- (3) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養成所（以下「看護師養成施設」という。）に在学している者
- (4) 法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成施設」という。）に在学している者
- (5) 看護師の免許を取得し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の規定による大学院の修士課程又はこれと同等以上と認められる外国の大学院の修士課程（以下「修士課程」という。）において看護に関する専門知識を修得しようとする者

### (修学資金)

第3条 県は、次の各号に掲げる者で将来当該各号に掲げる施設又は団体において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、無利息で修学資金を貸与するものとする。

(1) 前条各号に掲げる者

ア 次に掲げる施設で県内に所在するもの

- (ア) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定により許可を受けた病院(以下「病院」という。)((ウ)及び(エ)に該当するものを除く。)
- (イ) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(次号において「診療所」という。)
- (ウ) 65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院
- (エ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する障害児入所施設(同条第2項に規定する重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限る。次号において「障害児入所施設」という。)
- (オ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護に限る。)又は同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。)を行う事業所(次号において「訪問看護事業所」という。)
- (カ) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(次号において「介護老人福祉施設」という。)
- (キ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設(次号において「介護老人保健施設」という。)
- (ク) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院(次号において「介護医療院」という。)

イ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に定める特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。次号において「特定町村」という。)

(2) 前条第1号から第4号までに掲げる者

ア 次に掲げる施設で県内の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)に所在するもの

- (ア) 病院((ウ)及び(エ)に該当するものを除く。)
- (イ) 診療所
- (ウ) 65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院
- (エ) 障害児入所施設
- (オ) 訪問看護事業所

- (カ) 介護老人福祉施設
  - (キ) 介護老人保健施設
  - (ク) 介護医療院
- イ 特定町村

(修学資金の額)

第4条 修学資金の額は、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分		修学資金の額
1 保健師養成施設、助産師養成施設又は看護師養成施設に在学する者	国又は地方公共団体が設置するものに在学する者	月額 32,000円
	国及び地方公共団体以外の者が設置するものに在学する者	月額 36,000円
2 准看護師養成施設に在学する者	国又は地方公共団体が設置するものに在学する者	月額 15,000円
	国及び地方公共団体以外の者が設置するものに在学する者	月額 21,000円
3 看護師の免許を取得し、修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者	学校教育法第97条の規定による大学院に在学する者	月額 83,000円
	外国の大学院に在学する者	月額 200,000円

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、第8条の規定により知事が貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要があると認めた場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から当該貸与の決定を受けた看護学生が保健師養成施設、助産師養成施設、看護師養成施設若しくは准看護師養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業する日又は修士課程を修了する日の属する月までとする。

(保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする看護学生は、保証人1人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた看護学生と連帯して債務を負担する。

(貸与の申請)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする看護学生は、貸与申請書(様式第1号)をその在学する養成施設又は大学院の長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の貸与申請書には、修学資金の貸与を受けようとする看護学生と生計を一にする家族全員についての市町村長の発行する所得証明書、在学する学年を記載した在学証明書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えなければならない。

(貸与の決定)

第8条 知事は、前条の申請に基づき、修学資金を貸与する看護学生を決定し、その旨を当該看護学生に通知する。

(貸与の方法)

第9条 前条の規定により修学資金の貸与の決定の通知を受けた看護学生は、貸与期間中は、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。

2 修学資金は、毎月交付する。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、あらかじめ数月分を併せて交付することができる。

3 前項ただし書の規定による修学資金の交付を受けようとする看護学生は、一括交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

第10条 削除

第11条 削除

(貸与の決定の取消し、休止及び停止)

第12条 知事は、第8条に規定する修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「被貸与者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

2 知事は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分まで、修学資金の交付を休止する。この場合において、休止された月分の修学資金が既に交付されているときは、その修学資金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として交付されたものとみなす。

3 知事は、被貸与者が正当の理由がなくて第9条第1項に規定する在学証明書を提出しないときは、修学資金の交付を一時停止することができる。

(借用証書の提出)

第13条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた修学資金の全額について、借用証書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(1) 養成施設を卒業したとき。

(2) 修士課程を修了したとき。

(3) 前条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(返還)

第14条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、修士課程に係る修学資金以外の修学資金にあっては貸与期間（第12条第1項の規定により修学資金の貸与の決定の取り消しを受けたときは、その日の属する月までの期間とし、同条第2項の規定により修学資金の交付が休止された期間があるときは、その期間を除く。第17条第1項第5号において同じ。）に相当する期間（第19条の規定により返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間）内に、修士課程に係る修学資金にあっては10年以内（第19条の規定により返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間以内）に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第12条第1項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。

(2) 修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあつては、養成施設を卒業した日から1年以内（1の養成施設を卒業した後当該養成施設と種類を異にする養

成施設（以下「他種の養成施設」という。）へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため当該養成施設の卒業を資格要件とする看護職員の免許（以下「免許」という。）を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した日又は当該事由がやんだ日から1年以内とする。第17条第1項第1号において同じ。）に免許を取得しなかったとき。

- (3) 第3条第1号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあつては、免許を取得した後、他種の養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに同号に定める施設又は団体（同号ア(ア)の病院にあつては、病床数（医療法第7条の許可を受けた病床数をいう。以下同じ。）が200未満のもの又は病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占めるものに限る。第17条第1項第1号及び第6号において同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- (4) 第3条第2号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあつては、免許を取得した後、他種の養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに同号に定める施設又は団体（同号ア(ア)の病院にあつては、病床数が200未満のもの又は病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占めるものに限る。第17条第1項第2号及び第6号において同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- (5) 修士課程に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、修士課程を修了した日から1年以内（学校教育法第97条の規定による大学院の博士課程若しくはこれと同等以上と認められる外国の大学院の博士課程（以下「博士課程」という。）へ進学した場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該博士課程を修了した日又は当該やむを得ない事由がやんだ日から1年以内とする。第17条第1項第3号において同じ。）に第3条第1号に定める施設又は団体において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- (6) 第17条第1項の規定による返還の免除を受ける前に、業務上の事由によらないで死亡したとき。
- (7) 第17条第1項の規定による返還の免除を受ける前に、第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体（修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあつては、第3号に規定するものに限る。第19条第2項第1号において同じ。）において、第3条第2号の規定により修学資金の貸与

を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体（第3号に規定するものに限る。第19条第2項第1号において同じ。）において看護職員の業務に従事しなくなったとき。

（返還の方法）

第15条 修学資金の返還は、月賦による均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

（返還明細書の提出）

第16条 第14条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、同条各号に掲げる事由が生じた日から起算して20日以内に返還明細書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（返還の免除）

第17条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定めるところにより修学資金の返還の債務（以下この条において単に「債務」という。）を免除することができる。

- (1) 第3条第1号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに（他種の養成施設へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該事由がやんだ後直ちに）同号に定める施設又は団体において引き続き5年間（他種の養成施設への進学又は疾病、負傷その他やむを得ない事由により従事できなかった期間を除く。）看護職員の業務に従事したときは、債務の全部
- (2) 第3条第2号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに（他種の養成施設へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該事由がやんだ後直ちに）同号に定める施設又は団体において引き続き5年間（他種の養成施設への進学又は疾病、負傷その他やむを得ない事由により従事できなかった期間を除く。）看護職員の業務に従事したときは、債務の全部
- (3) 修士課程に係る修学資金の貸与を受けた者が、修士課程を修了した日から1年以内に第3条第1号に定める施設又は団体において看護職員の業務に就き、かつ、引き続き5年

間（博士課程へ進学するため、又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため従事できなかった期間を除く。）当該業務に従事したときは、債務の全部

(4) 前3号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、債務の全部

(5) 死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき（前号に該当する場合を除く。）は、債務（履行期が到来していない部分に限る。次号において同じ。）の全部又は一部

(6) 修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体において、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体において貸与期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき（第1号又は第2号に該当する場合を除く。）は、その業務に従事した期間を貸与期間（貸与期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を債務の額に乗じて得た額

2 前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する業務従事期間は、第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつてはその者が同号に定める施設又は団体の職員（看護職員の業務に従事した場合に限る。以下この項において同じ。）となった日の属する月から当該施設又は団体の職員でなくなった日の属する月までの月数により、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつてはその者が同号に定める施設又は団体の職員となった日の属する月から当該施設又は団体の職員でなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

（返還免除申請書の提出）

第18条 前条第1項の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（返還の猶予）

第19条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還を猶予するものとする。

(1) 第12条第1項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された後も引き続き当該養成施設又は修士課程に在学しているとき。

(2) 当該養成施設を卒業した後さらに他種の養成施設において修学しているとき。

(3) 当該修士課程を修了した後博士課程において修学しているとき。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 修学資金を受けた者が、第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体において、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体において看護職員の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予申請書の提出)

第20条 前条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第21条 被貸与者は、正当の事由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、徴収しない。

(被貸与者がすべき届出)

第22条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき。

(4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(5) 復学したとき。

(6) 保証人が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき。

(7) 保証人が破産手続開始の決定を受けたときその他保証人として適当でない事由が生じたとき。

- (8) 保証人を変更したとき。
- (9) 第3条各号に定める施設又は団体において看護職員の業務に従事したとき。
- (10) 免許を取得したとき。
- (11) 勤務場所を変更したとき。

2 被貸与者は、養成施設を卒業した後修学資金の返還の債務がなくなるまで毎年4月15日までに次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、その年において前項第9号の届出をした者については、この限りでない。

- (1) 住所
- (2) 4月1日における職業並びに勤務先の名称及び所在地

(相続人又は保証人がすべき届出)

第23条 被貸与者が死亡したときは、相続人又は保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年7月1日から適用する。

(修学資金に関する特例)

2 知事は、第8条の規定により次の各号に掲げる者に修学資金を貸与することを決定する場合にあっては、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を修学資金の額とすることができる。

- (1) 助産師養成施設の最終学年に在学する者 月額50,000円
- (2) 島根県の区域外に所在する看護師養成施設に在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。） 月額50,000円
- (3) 第3条第2号に掲げる者（前2号に該当する者を除く。） 月額50,000円

3 前項の規定は、第8条の規定により現に在学する養成施設へ進学する前に在学した養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者（第14条の規定により当該修学資金を返還しなければならないこととなった者及び第17条第1項の規定により当該修学資金の返還の債務の免除を受けた者を除く。）及び現に在学する養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者には適用しない。

- 4 附則第2項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第7条第1項に規定する貸与申請書に、同条第2項に規定するもののほか、在学する学年の記載された在学証明書を添えなければならない。
- 5 知事は、附則第2項の規定を適用する場合には、第9条第2項の規定にかかわらず、貸与期間中の各月分の修学資金を一括して交付する。
- 6 附則第2項第2号又は第3号の規定を適用する場合には、第5条の規定にかかわらず、第8条の規定により知事が貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要と認めた場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から当該貸与を決定した日の属する年度の3月までを貸与期間とする。
- 7 附則第2項第2号の規定を平成22年度から平成27年度までの間に適用した場合における第17条第1項の規定の適用については、同項第1号中「5年間」とあるのは「3年間」と、同項第6号中「2分の5」とあるのは「2分の3」とする。

附 則（昭和46年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日以降に修学資金の貸与の決定を受ける者について適用する。

附 則（昭和48年規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和49年4月1日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定に基づいて昭和49年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に看護学生に貸し付けられた修学資金は、改正

後の規則の規定による修学資金の内払とみなす。

附 則（昭和50年規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の、看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和50年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定に基づいて、昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に看護学生に貸し付けられた修学資金は、改正後の規則の規定による修学資金の内払とみなす。

附 則（昭和51年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日以降に修学資金の貸与の決定を受けた者について適用する。

附 則（昭和51年規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和51年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定に基づいて、昭和51年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に看護学生に貸し付けられた修学資金は、改正後の規則の規定による修学資金の内払とみなす。

附 則（昭和52年規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和52年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の日から昭和52年7月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和52年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和53年規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和53年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し、貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和53年7月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和53年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和54年規則第55号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和54年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和54年8月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和54年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和55年規則第73号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和55年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日

前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の日から昭和55年8月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和55年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和56年規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和56年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和56年8月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和56年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和57年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第39号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る返還の債務の免除については、この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第46号）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則第3条第1号ウの規定は、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平成5年規則第65号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る返還債務の免除については、この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第124号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第150号）抄

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第39号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第97号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成15年規則第94号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第89号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第109号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第88号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成22年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第42号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第54号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第40号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の看護学生修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定を修学資金については、なお従前の例による。

---

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則（抄）

昭和46年4月1日

島根県規則第21号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第26条 前各条の規定による改正後の規則その他の規則の規定に定める延滞金、違約金、延滞利息等の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間について、365日当たりの割合とする。

※様式は省略